

東京電力エナジーパートナー株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会及び「国民の声」で寄せられた主な意見に対する見解

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。
※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。
※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しています。

No.	主な意見	件数	見解
1. 人件費について			
1	役員報酬を引き下げるべき ・これ以上値上げするなら役員報酬全額返却などして欲しいです。 ・他企業は、価格転嫁する前に、役員報酬カットを行っている。まずは、大幅な役員報酬カットを行い、経営努力をしてからでない と、電気料金値上げは納得いくものにはならない。 ・役員手当も他社に比べて突出している事例などを見ましても、あのF1事故を起こした後の誠実さが欠けています。	3	社内役員の給与については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較しつつ査定することとなっています。これを踏まえ、各事業者の社内役員の給与水準を確認したところ、料金審査要領に基づいて算定されていることを確認しました。 また、社外役員の給与については、過去の料金審査の結果も踏まえ、1人当たり800万円を上限とし、これを超過する分については減額を求めました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
	2 給与水準を引き下げるべき ・ほぼ経営破綻している企業の割には給与水準が高すぎませんか。 ・人件費削減で9億とあるが、東京電力社員の平均年収は800万とのこと、他の大企業でも600万程度のこのご時世に、人員削減のみならず賃金カット平均年収200万実施で26億円の削減、また退職金や福利厚生の見直しで、30億以上の削減が可能と考える。他企業は、価格転嫁する前に、賃金カット、経営のスリム化を行っている。まずは、大幅な賃金カットを行い、経営努力をしてからでない と、電気料金値上げは納得いくものにはならない。 ・企業努力ではというのであれば値上げと共に社員の給与を150万円下げますと言うくらいなら存続する価値があると思います。運営が大変になったら値上げ、でも民間だから給与は公務員より高額などと言うことは良いとこ取り過ぎると思う。社員の給料の減額を望みます。 ・人件費はメルクマール（738万円）以下であるべき。 ・給与水準が高すぎる。国民から（税金から）莫大な借金をしている企業の給与水準として全産業水準より1 6 0 万円高い賃金を申請する神経が理解できない。 <公聴会で寄せられた意見> ・東電の給与は年間 8 1 6 万円で、国税庁資料による日本の平均給与は 4 4 3 万円である。値上げの背景に苦渋の決断とあるが、苦渋とは「苦しくてつらい思いをすること」であり、平均賃金を下げるべきではないか。		
3	給与削減は避けるべき ・人件費等を削減して優秀な人材の確保に障害が生じるのであれば、むしろ人件費の削減は不要である。 ・東京電力エナジーパートナー社が提出している「経営効率化への取り組みについて」において、相応の企業努力をしている中で、人件費の削減が従業員への賃上げが求められる中で適切かが疑問に感じます。 ・人件費についてはここ10年の東電の話を聞きました限り、メルクマール水準では優秀人材が集まらないどころか流出してしまうと思う。東電田やJERAも含めて平均年収1000万円超を目指した上で福利厚生を充実させ、優秀人材を集めたうえで辞められないようにして、電力の安定供給を担ってほしい。 ・東京電力が赤字となり、設備や人員コストを削減するなど、あつてはならない。東京電力による社員への手厚い福利厚生、高額な企業年金は把握している。しかし、その優遇措置が優秀な社員を社内に引き留めることに繋がります。 <公聴会で寄せられた意見> ・人員や給与水準削減の意見があったと思うが、それでは優秀な社員に支えられている安全文化が失われてしまうリスクが結構あるので、簡単に給与・人員削減すると不利益の方が大きいと思う。	5	みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めないこととなっているため、この原則に基づき、賃上げ分の算入は認めないこととしました。その上で、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の年間給与水準について確認を行った結果、過去の統計データなどを用いて算定している場合が確認されたため、直近のデータへの補正を求めました。 これらの審査及び補正の結果、東京電力エナジーパートナーについては、直近の「賃金構造基本統計調査」の数値を反映し、他産業などの水準を踏まえた給与水準としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
	4 燃料コストの削減を行うべき ・今は円安と言われていますが既に以前の為替の状況に戻りつつあります。やれることはまだあります。今一度考えていただきたいと思います。 ・電気料金見直しの背景に、世界的な資源価格の高騰とあるが、原油価格、天然ガス価格、石炭価格とも 2 0 1 9 年以前の価格に戻っており、為替も1ドル130円を割り、更に円高傾向にあり、値上げ理由にはならない。 ・石炭の高騰に引きずられて値上げ幅が更に拡大しているとのこと。直近の原油価格、ガス価格の落ち着いたことを無視したようなベース料金体系の値上げは理解できません。 ・燃料費が下降傾向にあり、円安もさほど進まないという現状を反映するのであれば、再度、申請をし直すべきではないでしょうか。 <公聴会で寄せられた意見> ・2 9 %値上げと報道されていたが、値上げ前は燃料費調整額を最大で算出して、値上げ後は燃料費調整額0円で算出しており、比較対象が不整合である。値上げ後も燃料費調整額を最大で算出すると、大体5 2 %値上げできる価格変更である。このことが周知されていないと思う。 ・今回の値上がり分は、燃料費調整額の基準単価を引き上げたことにより、基本料金と従量料金に上乗せした形であっているか。その場合、燃料費調整額の上限引き上げ、燃料費調整の換算係数の調整で対応できたのではないか。		
5	燃料費調整制度の上限撤廃を検討すべき／燃料費が下がった場合の電気料金の下げ幅や下限について説明を求める ・燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みにしてください。 ・今回の値上げ後に、燃料費が下がった場合に、電力量料金を下げる仕組みについての説明を求める。今回の値上げ申請理由の大きな部分を占めているのは、燃料費の高騰が激しく、燃料費調整制度の上限値に張り付いたために、それを越える部分を電力会社が負担していることによるもの。今回の値上げにより電気料金の上限が上がることになりますが、燃料費が下がった場合にはどうなるのか。燃料費の下落に合わせて電気料金が下がる仕組みについて、下げ幅はどの程度で下限はあるのかなどについても説明してください。 ・規制料金にだけ燃料費調整に上限を設けること自体はあまり意味はないと考えている。 ・基準燃料価格を上げて燃料費調整単価を上限以内にする こと自体は全く異議はありません。燃料比率の計算や基準単価をこのタイミングで変えることだけが納得いきません。もちろん東京電力も意図的に行ったわけではないと思う。あくまで実態に合わせて変更をかけた結果だと思う。しかし、その結果としてこのようなことになっているのでそこは審査の過程でよく議論してほしい。 ・今回上限価格のせいで電力会社が負担した赤字分はいつ何処の誰が負担されるのでしょうか。電力会社が上限価格で負担した赤字ものにちに差額が黒字として平準化されないと制度としては至になりますしフェアではありません。赤字補填が必要に感じます。上限価格の完全撤廃と赤字補填が必要に感じます。	5	燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、燃料費調整制度における基準燃料価格については、本年3月に行われた第38回料金制度専門会合において、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者に再算定を求めることとしました。この結果、東京電力エナジーパートナーについては、燃料費調整制度における基準燃料価格が当初申請時よりも下がることとなりました。 その上で、電気 の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別取引」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「6－3. 燃料費」をご覧ください。 燃料費調整制度は、料金改定時に設定した燃料費の単価が、事業者が直接コントロールできない為替レートや国際的な燃料市況の変動による影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を料金に迅速に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的として平成8年に導入されたものです。 同制度においては、燃料価格高騰時における消費者保護の観点から、調整上限（基準平均燃料価格の5 0 %増）を設定することとし、電気料金の急激な上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとなっており、燃料価格上昇の局面において、消費者保護の観点から、一定の役割を果たしていると考えています。 今回の認可申請のように料金の改定を行う時に、全日本通関価格をその会社の燃料構成比で加重平均した基準平均燃料価格を算定し、以後、毎月、全日本通関価格が公表されるごとに、電気料金に自動的に増減する形で反映されていく仕組みとなっています。仮に燃料費が下落し、基準平均燃料価格より燃料価格が低くなった場合には、電気料金が下がることとなり、値下げについては下限はありません。

3. その他の個別原価			
6	その他個別原価を見直すべき ・インボイス制度は個人事業主の収入に対し資金や労力の負担が大きく導入に関して看過できない。即刻廃止すべし。インボイス制度のために電力会社の負担を国民が背負うのは理論として破綻している。国民もインボイス制度で搾取されるのにさらに電力会社からそのインボイスの負担分を支払わなくてはならないのは二重の税だ。こんなにも国民がいらぬ税に多くの金の中身のない財布から支払う道理がない。 ・インボイス制度に関わる電気会社の手数料を国民負担で賄おうというもおかしい話ですし、労働している世代に納税を求めるのであれば尚更まともな対策を行って下さい。 ・インボイスのコストを国民におっかけるとは言語道断。 ・保全についての削減が、様々な事故等に繋がらないか疑問に感じます。 ・広告を打つ必要がないほど知名度のある大手電力10社は広告宣伝費を原価に含めて電気料金を上昇させるべきではない。利益から支出すべき。 <公聴会で寄せられた意見> ・インボイス制度について、東電エナジーパートナーで580億円のコストがかかるというが、これが電気代へのしわ寄せ来るのではないか。	8	普及開発関係費（広告宣伝費）については、公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なもののみ原価に算入することが認められており、公的な目的で行う情報提供であっても、販売促進措置の側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については原価への算入が認められていません。 FIT制度では、再エネ特措法上、電気事業者に対して、再エネ電気の実買取を義務付けており、インボイス制度の開始後、仕入税額控除ができなくなる部分が買取に要する追加的な費用となります。こうしたインボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に向けて、課税事業者のインボイス登録に関する周知に取り組んでおります。その上でなお、法律に基づく再エネ電気の実取業務を行う中で、仕入税額控除ができないことにより、やむを得ず生じる、買取に要する追加的な費用については、法律に基づく再エネ電気の実取業務の継続が困難とならないよう、資源エネルギー庁審議会における公開の議論を経て、2023年度についてはFIT制度において対応することが取りまとめられました。2023年度のFIT制度上の対応は、こうした審議会における取りまとめを尊重したものといたします。なお、2023年度に必要となる金額について、FIT認定事業者に対するアンケート調査の結果に基づく機械的な試算では、0.007円/kWh程度となります（参考：2023年度の賦課金単価1.40円/kWh）。引き続き、課税事業者のインボイス登録に関する周知等を通じて、インボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に取り組んでまいります。
4. 経営合理化・経営責任・説明責任について			
7	経営努力が足りない ・普通の民間企業なら、先ずは企業努力で何とかコスト削減、人員削減と徹底的に無駄を排除する努力をしますよね。一方の一方の東京電力には、努力が不足していると感じます。 ・業務を効率化するために、本来に必要なITスキルと業務改善スキルを持っていないことは素より、情報システム部門の理解力と行動力、経営の決断力が無く、単に日立やソフトバンクなど商社的サプライヤーが儲かる仕組みになっていないだろうか。主たる要因がエナジーパートナーの単独損失であり、その要因が燃料費削減が主な効率化であるのにもかかわらず、電気料金の7%にも満たないIT化を表に出しては、一向に効率化しない、とは言え人件費を削らない選択肢をしたことは評価できるが、生産性が上がらない取り組みの一端は徹底的なIT化の仕方がわからない経営に問題がある。 ・自助努力もせずに、赤字だからと安易に値上げを要請する「甘え」を反省し、まずは経営努力をして自らの足で立つべきであると考えます。 ・福島原発の責任も取らず、汚染水を海洋に流出して日本の未来に悪影響を与えとは言語道断。今すぐ責任を取って経営陣、管理職を最低限を残し解雇し、組織を再編成、その前に謝罪と賠償をして責任を取れ。 ・でんこちゃんの省エネを呼びかけるCMは必要だと思う。合わせて電気の安全な使い方についても啓蒙してほしい。 ・JERA株式や送配電会社を売却し、売却益で身を切るだけ切ってから値上げ申請するのが筋。 ・プレスリリースに「当社グループは、引き続き徹底した経営効率化に取り組み、電力を安定的にお届けするとともに、省エネ・節電等のサポートを通じて、お客さまのご負担軽減に向け取り組みをさらに充実してまいります。」とありますが、とても誠実に「徹底した経営効率化に取り組んでいるとは思えません。	7	人員計画については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）に基づき、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、個別事情を勘案しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、各事業者の人員数について、「総人員当たり販売電力量」など、様々な観点から分析を行った結果、いずれの事業者も、明らかに人員数が過剰な水準とは言えないとの評価となりました。 また、従業員1人当たりの年間給与水準については、料金審査要領に基づき、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うこととなっています。これを踏まえ、厳格かつ丁寧に審査を行い、他産業の水準などを踏まえた給与水準としました。また、厚生費についても、宿泊施設など、料金原価への算入を認めていないメニューについては、原価に算入されていないことを確認しました。 経営効率化については、各事業者のこれまでの効率化の取組状況を確認した上で、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。 なお、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、電力事業以外の新規事業に係る費用については、原価等への織り込みは認められていません。 詳細については、第43回料金制度専門会合で告示した査定方針案の「6-2. 経営効率化」及び「6-6. 人員計画・人件費」をご覧ください。
8	消費者にわかりやすい説明を求める ・電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求める。電力会社のホームページやweb検針票の照会ページといった、需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求める。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、そのそれぞれの料金変更の内容や電気料金への影響（値上げ、値下げ）など、わかりやすく伝えるよう求めます。 ・値上げのことでだけではなくて値上げしたその後についてどうして行くのかをもう少し詳しく、かつ誰でも分かるように説明してほしいです。 ・電気料金の検針票・請求書を見ると、燃料調整費と再エネ負担金ばかりが目立つが、利用者には、発電別の内訳を明示すべき。他社購入分の発電別と自社発電分の発電別を明示すべき。月260キロワットの電気代のうち、原発、火力、水力、風力、太陽光の別に購入分と発電分に分けにくいかなのかを明示すべき。そうすることで12年間1キロワットも発電していない原発費用が含まれていることが利用者におかるようにすべき。	3	料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第34回の東京電力エナジーパートナーに係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。 （参考「料金制度専門会合」：<https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html>） また、料金制度専門会合への資料提出以外に、東京電力エナジーパートナーにおいて、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、東京電力エナジーパートナーに対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。
5. 料金メニューについて			
9	料金メニューを見直すべき ・口座振替割引、制限または中止の料金割引の廃止は賛成。関西電力のようにアンペア契約を廃止してほしい。 ・資源価格の高騰が原因であれば、燃料費調整基準価格の見直しだけでいいはずであり、基本価格を値上げすること理由と整合しない。この点について明確な説明をすること。 ・口座振替の契約者対象の月55円の割引の廃止に反対します。東電は毎月自動的に入金されて助かっているのだから割引するべきです。 <公聴会で寄せられた意見> ・災害割引の廃止について、理由として送配電の東電パワーグリッドに責任転嫁することを挙げているが、東電パワーグリッドが補償をしなかったら、東電として責任放棄になってしまうのではないか。口座振替割引廃止について、クレジットカードなど口座振替以外の振り込み方法があるので、それぞれで割引を設定する必要があるのではないか。	4	電力小売は自由化されており、個別具体的な電気の実自由料金の設定の在り方について、コメントは差し控えていただきます。ご指摘のとおり、燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据置き、電力量料金を改定する方針としました。 また、東京電力エナジーパートナーにおいて、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、東京電力エナジーパートナーに対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。

6. 値上げについて		
10	値上げ反対／低所得者等への値上げは配慮すべき ・受け入れられません。 ・これ以上、価格を上げるとかありえない。 ・電気代を上げることには断固反対だ。電気代が上がったら生活できない。電気代が上がったら最低限の健康な生活を送ることさえ難しい。電気料金大幅上げは人権侵害とも言えるので、反対だ。 ・電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第1項の規定に基づく特定小売供給約款の変更認可に反対です。現在物価が高騰し実質賃金が減少し家計が赤字であるところ、現行の電気料金（規制部門）を引き上げられると生活することが困難になるからです。 ・ただでさえ消費税や物価が上がり、コロナ禍で失業する人やその後遺症で苦しみ就労に支障が出ている人も多いなか、生活に欠かせない電気料金まで値上げがたらもう生活が立ち行かず自死する人間も出てきます。 ・断固反対。 ・ただでさえ物価上昇で家計が苦しく厳しい時に、政府の補助金があるからといって値上げを強行するような姿勢は看過出来ません。電気料金値上げには断固反対です。 ・一般家庭でも様々なものの値段が上がって苦しいところ、なぜ東電の消費税まで負担しなくてはならないのでしょうか。 ・今回の値上げ申請は、政府が電気料金の高騰を抑制するために予算化した7円/kwh（低圧契約の一般家庭・企業など向け）を超え、かつ実施期間が限られているため、政府の対策があってもなお値上げ後の負担が大きくなる。特に低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求めます。 ・前回の値上げと合わせて、60%以上の値上げとなり、到底受け入れられない申請です。 ・電気を使わなければ命に関わる事もある現代社会で、ただでさえ物価高で食品なども値上がりしている中、電気代が更に値上がりすれば生きる事もままならない人達が増えると思います。 ・これ以上、値上がりには勘弁。 ・只でさえ給与が少ないうちでやりくりしてるのにまた値上げされると困ります。なんでそんなに値上げするのですか。 ・理解に苦しむ値上げ申請をスルーで認可しないようにお願いします。 ・値上げ反対です。国民の生活が脅かされます。 ・値上げは反対です。電気は全国民の生命線だが、燃料調整金の高騰で国民はまさに悲鳴をあげている状態なのです。 ・電気料金の値上げに反対します。 ・このまま値上げが続くと生活が破綻します。 ・電気料金値上げに反対です。物価高の中これ以上節約はムリです。生活していきません。 ・東京電力エナジーパートナー側は、値上げ申請を取り下げ、断念すべきです。 ・電気料金値上げには断固として反対であり、許可をするならば経済産業省ならびに資源エネルギー庁に対し行政不服審査請求等の追及を行っていく所存である。 ・東電の電気料金値上げ認可申請に断固反対です。 ・電気料金、ガス料金値上げで生活に影響が大きく出てきます。 ・今後の電気代の値上げ幅、正気でしょうか。今までの電気料金はもちろん、今回の値上げは尚更理解できません。 ・突然電気代が倍増するのは納得出来ない。 ・ほかの地域でも同様だとは思いますが、ただでさえ食品や生活用品の値上げが続くなかで、3割近くも値上げされては家計への影響が深刻です。特に貧困世帯への影響が心配です。 <公聴会で寄せられた意見> ・燃料調達価格変動により電気料金を軽々に値上げすべきではない。 ・電気がないと生活できないので、インフラ整備に必要であれば値上げしてもいいが、急すぎないか。	29 今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。そのため、規制料金と関係しない事業における負債などは、原価等への織り込みを認めていません。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、燃料費についても、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達源の多様化など、効率化の取組を求めました。このように、厳格かつ丁寧に審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」及び「6－1 4. レートマーク・約款」をご覧ください。 電気料金の高騰に対しては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施しています。特に家庭に対しては企業より手厚い支援を行うこととしており、低圧契約については7円/kWh、高圧契約については3.5円/kWhの値引き支援を、今年1月使用分から行っています。加えて、低所得世帯へのエネルギー価格高騰対策支援については、今年3月に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を積み増しており、5,000億円の低所得世帯支援格（1世帯当たり3万円を目安）を設けている他、7,000億円の推奨事業メニューに「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」を位置付けているところであり、これを参考として、すでに自治体において、地域の実情を踏まえた支援の検討が進んでいるものと承知しています。
11	値上げはやむを得ない ・世界の状況を鑑みると、全国においてある程度の電気料金値上げについては残念ながら理解できる。 ・何よりも重要なのは電気の安定供給であり、東京電力エナジーパートナー社の適正な利潤、及び同社従業員の適正の給与が維持されるのであれば、値上げはやむを得ない。 ・値上げ容認として意見を提出させて頂きます。電力会社に安定供給を義務付けているなら、値上げを規制してはいけません。まだまだ円安燃料高の懸念は残ります。上限の引き上げは当然の話です。 ・値上げについて賛成の意見を表明します。企業として、値上がりした原材料価格の売値への上乗せは当然の権利であり、健全な経営方針と考えます。 ・値上げは当然行われるべきかと思います。国民生活が苦しい、という状況はあれど、それが一特定民間企業にすぎない電力会社が負担を一方的に被らされることは不公平かつ非常識な事態かと思います。 ・値上げは致しかないと思います。 ・原価のうち、非常に大きな部分を占める燃料費が高騰しているのだから仕方がない。 ・原子力発電所が十分に稼働できていない状況下で国際的な資源の高騰により、価格が上がってしまうのはやむをえない状況ではある。 ・値上げは嫌だと言いながら、低コストの原発は嫌だ、高コストの再生可能エネルギーを増やせと目につくが、原発が嫌で再生可能エネルギーを好むなら、自由契約のもと、その種の電源構成の電力会社と契約すればいいだけのはず。我が国には700社を超える電力会社があり、どことも自由に契約できるわけで、なぜに、わざわざ旧一電との契約に固執するのか。 ・安定的な電力供給を維持するため、値上げは妥当です。今回の値上げは円安と燃料価格が原因であるため、値上げは妥当。東京電力を叩いたところで益々優秀な人材の流出を招き、電力の安定供給と安価な供給の妨げをもたらすと思います。 ・東京電力の値上げは賛成である。電力料金の上昇は国民として痛手はあるが、それを東京電力に負わせることは誤りでであり、国民こそがその負担を負うべきである。 ・値上げは仕方がないと思います。 ・値上げ認可は認めてあげべきだと思います。電気代が上がるのは苦しいですが、電力会社に赤字で売ってまで安くほしいとは思いません。巨額の赤字を出した電力会社にとって燃料高騰は災害です。その災害に備えることになぜ異議を唱える人がいるのでしょうか。 ・値上げに賛成です。今回のエネルギー価格の上昇は、化石燃料価格が値上がりしたことと円安によるものです。東京電力の経営上の失策ではありません。電気代は肅々と値上げさせて東京電力の財務基盤を少しでも改善させることが必要です。 ・インフラを維持する協力会社への適正価格での発注が担保できるだけの価格転嫁を行うべき。協力会社も平均年収700万円位を目指してほしい。 ・やすういで100倍くらいでもいいですよ。 ・料金値上げ容認です。苦しいからといって赤字で売れとは言えません。 ・安易な値上げ反対により夏場の供給不足が発生し、高齢者の熱中症などのリスクを踏まえれば、供給の安定化のための経営補助はやむを得ない。 ・電気代を上げたほうが電力消費を抑えようというインセンティブが働き、SDGsや環境保護、CO2削減の施策とも合致します。電力価格の値上げに賛成します。	19 今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、燃料の調達源の多様化などの効率化を求めつつ、適正な水準となるように査定を行いました。 詳細については、第43回料金制度専門会合でお示しした査定方針案の「5. 査定方針の概要」をご覧ください。
12	国からの支援等を求める ・国民になんら悪いところがないのに景気が悪いことは政府の怠慢である。庶民は高過ぎる税負担に見合わぬ雀の涙程度のリターンしかもらっていない。そのうえでさらなる電気代値上げという新たな税負担は割に合わない。意味が分からない。電気代を上げるより先に企業に相応の賃上げをさせるだとか、消費税を撤廃するなどして税の国民負担を軽減してほしい。 ・政府は、「物価高騰克服・経済再生実現のための総合経済対策」を速やかに実行して下さい。その上で、電力会社が申請してくる電気料金の値上げ幅に対して、政府として、どのような抑制対策を講じるのか。抑制対策を講じた場合でも、どの程度の値上げが必要なのかを示して、そのことに対する意見募集を実施して下さい。 ・政府は国民を守ってはいけないのか。電気代の高騰で苦しんでいる国民を救う事なのではないでしょうか。 ・各電力会社の要請通り値上げをするなら、国から「各家庭に毎月10万円の給付をする」といった金銭的な支援を希望します。 ・低所得層への配慮は行政が行えばよいので料金価格への反映は不要。行政が公営住宅等への断熱補強など省エネ施策を行えばいいだけ。 ・政府・マスコミは電力会社を悪者にするのではなく、コスト構造を丁寧に説明して、持続可能な電力事業となるよう電力会社をサポートすべき。 ・東京電力に4,000億円の緊急融資の報道があったが、電力は必要不可欠のインフラであり、本来は政府がこのような事態になる前に公的資金の注入などの手立てを行うべきだったと思います。 ・国からの補助金を強化して、国民の生活を守るべきです。 ・国民の生活を守る観点では、既に政府から負担軽減策が実施されており、また、新年度から再エネ賦課金も下がるので、一定の配慮はなされていると思います。 また、それでも国民の消費生活への負荷が重いというのであれば、政府からの負担軽減策で補ってあげるべきであり、電力会社の負担（ひいては原発再稼働を困難にし、安定した電力供給と価格帯形成を危うくさせる状態）にしてはいけません。 ・値上げを認可するなら補助金を増やして下さい。 ・政府の電力値上げ規制自体も、電力自由化に反していることになっています。値上げを規制するのなら、その分、電力会社に援助するのが当たり前のことです。	11 今般の電気の規制料金の改定申請は、ウクライナ情勢に伴う燃料価格の高騰などを踏まえて行われたものと承知しています。 その上で、電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、厳格かつ丁寧に審査を行った結果、直近の燃料価格などを踏まえて再算定するよう各事業者に求めるなど、適正な水準となるように査定を行いました。 また、燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。 電気料金の高騰に対しては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施しており、低圧契約については7円/kWh、高圧契約については3.5円/kWhの値引き支援を、今年1月使用分から行っています。加えて、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金については、今年3月に7,000億円を積み増し、その推奨事業メニューに「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」を位置付けているところであり、これを参考として、すでに自治体において、地域の実情を踏まえた支援の検討が進んでいるものと承知しています。

7. 原子力発電について			
13	原子力発電コストに疑問 ・原子力バックエンド費用（核のごみ処理）はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加している理由と今後の見通しの説明を求める。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべきと考えます。福島第一原発事故後に、原子力発電が安全対策などによりコスト高となり、原子力バックエンドが見通せないこととあわせると、中長期的には原子力発電依存は望まれない。今回の審査に当たっても、原発の利用の検討には慎重を期すべきと考える。原発の利用については値上げ審査とは別に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、十分な国民的議論のもとに進めるべきです。 ・再稼働が確定していない原子力発電所を、稼働させる前提での原価繰り入れにも疑問である。値上げ幅を抑制するような資料の見せ方となりがあって不適格である。火力発電前提で資料を作成しなおすべきである。 ・「原子力PPA契約」を解約してから「規制料金」の値上げ申請をするべき ・原子力バックエンド費用（核のごみ処理）はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加しています。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべきと考えます。 ・他の電力会社と異なり、東京電力においては原子力発電所を「自社の不手際」で運転できていない状況にある。このような「自社の不手際」分についてまで、利用者への負担増は認められない。については、東京電力の稼働可能な原子力発電所が十分に稼働したと見なし、それでも最低限の企業維持に不足する電気料金部分のみを値上げの検討幅とするのが妥当である。 ・動きもしない柏崎刈羽原発への安全対策費用1兆円超投入や2000億円超える東海第二原発への出資を止めてから値上げ検討するのが筋。 ・原子力発電所の再稼働時期を料金算定上繰り込むべきでない。東電EPは原子力規制委員会の審査の可否や日程を決める立場にない。 ・託送料金に原発賠償費用を上乗せするべきではない。原発の電気は希望者のみが利用する制度を早急に作り、次の原発事故の費用負担は、利用を希望したもののみが負担すべきである。 ・原子力PPA契約の支払い額2,800億円を解除することで値上げ幅の圧縮を望みます。 <公聴会で寄せられた意見> ・原発事故後は見える化されていくと思っていたがそうっていない。政府はこの問題に正面から向き合うべき。原子力PPA契約はやめていただきたい。 ・稼働してから契約すればよいのであり、原子力P P A契約は解約すべき。	11	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。 契約書原本等を確認した上で、原価等が適切に計上されているか、相手方に効率化努力を求めているかという観点から厳格かつ丁寧に審査を行いました。 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
14	原子力発電所を再稼働し、国民負担を減らすべき ・燃料費高騰なら、原子力発電所を稼働させれば良い。 ・電気料金を上げる前に原発を再運用してほしい。 ・そもそもなぜ原子力発電所を全て再稼働しないのでしょうか。値上げ要因はそこにあります。原発に求められるは安全・安価・安定的な電源の供給です。原子力規制委員会は科学的見地に立って安全に運転させるために存在すべきであって、規制と推進にわたる必要はありません。政府も原発を推進しないわけではないのですから、お互いに協力して目的を達せればいいのではないのでしょうか。 ・「規制料金値上げ申請書の概要について」にある通り、値上げの要因が化石燃料の高騰によるものである以上、火力以外で発電する原子力発電の再稼働が急務に思える。日本経済の発展のために安価で安定した電力供給は必須であることから、今回の値上げを承認すべきという意見と共に、原料価格高騰の根本的な解決に向けた原発再稼働のサポートを資源エネルギー庁にお願ひしたいです。 ・柏崎刈羽原発の早期再稼働だけでなく、福島第二原発の廃止取りやめや東通原発の早期建設も含めた原発の最大限活用が必要。東電で手に負えないのであれば、日本原電や東北電力への譲渡や原発版JERAを発足させるようなことも検討すべき。今の段階では柏崎刈羽原発の再稼働を見込んだ単価にしないべきではないと思う。また債務超過になりかねないのでは。 ・東京電力側からの原子力発電所の再稼働に関する十分な働きかけや提案が資料にないのがとても不満である。資料「規制料金値上げ申請等の概要について」P.11を見る限り、情報としては不十分であり例えば原子力発電所がフルに稼働できた場合に今回の値上げはあったのかの試算も資料として追記したうえで説明を再度してもらいたい。 ・国には「原発再稼働」「核融合発電の開発推進」「原子力エンジニアの育成支援」など、安くて安全で安定的なエネルギー供給を持続的にやるようにすることに向けて、根本的な取り組みに力を入れてほしいと期待しています。 ・今回のような化石燃料高騰に伴う値上げを再び起こさないようにするためには、化石燃料に依存しないベースロード電源である「原子力発電」の電源比率を引き上げる必要があります。肅々と値上げし、原発を安全に稼働させるための人材や設備に投資するためへの原資とし、早期に原発を再稼働させることが不可欠です。 電気料金を安定した価格帯にとどめ、安定した電力供給を行うための抜本的な手段は原発の再稼働です。 <公聴会で寄せられた意見> ・原子力発電所について、強硬に反対ではない。現存の原発は、使いつづすまで使って、その間に新技術など原子力発電の大体を考えるのがよいと思う。	10	東京電力エナジーパートナーは、電気の規制料金の原価の算定に当たって、柏崎刈羽発電所6号機、7号機の再稼働を織り込んでいます。その上で、原子力発電所の再稼働に係る費用が適正な水準となるよう、厳格かつ丁寧に審査を行いました。 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
15	原子力発電所の再稼働に反対 ・費用削減の内容も十分でなく原発関連費をさらに計上するなどして経費を増大させていることなどの事情に照らせば、合理的とはいえないと考えます。東京電力は、原子炉再稼働を断念し、経費を減少させたうえで、申請をすべきだと考えます。 ・原子力発電については、東日本大震災以後まったく発電していない原発の維持に莫大な費用をかけているうえ、柏崎刈羽原発にかかわる様々な不祥事により原発を持つにふさわしくない企業体質であること、福島第一原発事故の賠償金や原発の廃炉負担金などを需要家に強いていることから、査定期間中もそれ以後も使うべきではありません。 ・電気料金には稼働していない原子力発電所の維持費も含まれています。原子力発電所の廃炉を決めて、維持費を無くしたほうが電気料金は下がります。原子力発電の廃炉をすすめてください。	3	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、原子力発電所の安全対策工事などについて、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行いました。 契約書原本等を確認した上で、原価等が適切に計上されているか、相手方に効率化努力を求めているかという観点から厳格かつ丁寧に審査を行いました。 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。そのため、GX実現に向けた基本方針では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
8. 再生可能エネルギーについて			
16	再生可能エネルギーの導入を推進すべき ・東京電力の福島第一原子力発電所の事故以降、火力発電の比率が一時的に高くならざるを得ない中で、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、電力会社は自らの再生可能エネルギー導入にどれだけ取り組んできたのか。火力発電への依存を続けてきた結果、今回の燃料費高騰に対処しきれなくなったということか。燃料費高騰による電気料金への影響緩和や、エネルギーの安定確保への寄与なども期待できる再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めることを求める。 ・化石燃料価格変動の影響をできるだけ押さえ、規制料金の値上げが今後も繰り返されることの無いよう、再生可能エネルギー導入の加速に向けた計画を求めるべき。 ・日本は資源がない国と言われていますが、豊富な自然エネルギーに恵まれた国です。太陽光、風力など自然エネルギーは燃料費ゼロであり設備費も少なくて済みます。 ・太陽光発電をはじめとした自然エネルギー発電を計画的かつ積極的に増設して電気を確保するというエネルギー安全保障政策を何にも考えてこなかった。 ・再生可能エネルギーの発電への切替を早急に進めてください。 <公聴会で寄せられた意見> ・水素エネルギーや熱の問題など、多くの問題は新技術により解決できている。今は電気を熱に変えて冷房など利用しているが、総合的なエネルギーとして国と協力して取り組んでもらいたい。	7	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などにに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。 各事業者が算定した原価等について、徹底した効率化を求めるなど、厳格かつ丁寧に審査を行いました 周囲を海に囲まれ、すぐに利用できる資源に乏しい我が国では、エネルギー安定供給の確保に向け、S＋3Eの原則の下、再エネ、原子力、火力、水素・アンモニアなど、あらゆる選択肢を追求していくことがエネルギー政策を行う上での基本方針です。その上で、再エネについては、2030年度の電源構成に占める再エネ比率36～38%の実現のため、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組み、関係府庁・機関が密接に連携しながら取り組んでまいります。
17	再エネ賦課金・FIT買取価格を見直すべき ・再エネ賦課金も10%入っていますが、必要性があるのか疑問に感じます。 ・再エネ賦課金は制度として廃止してほしい。 ・現状の原価が上がっている事を考えれば単価あがるのは仕方ないと思いますが、FIT制度の買取単価も上げるべき。	3	2050年カーボンニュートラルの実現や、2030年度に再エネ比率36～38%という目標の実現のため、再エネ特措法に基づき再エネ導入に取り組んでいます。その実現に向けて国民負担の抑制と再エネの導入拡大の両立をさせていくことが重要であり、このため、再生可能エネルギーのコストを他の電源と比較して競争力ある水準まで低減させ、自立的に導入が進む状態を早期に実現していくことが必要です。引き続き、再エネ特別措置法の下、コスト低減に向けた入札制度の活用やFIT制度による電力市場メカニズムの活用を積極的に進め、再生可能エネルギーの早期の自立化に向けて取り組んでまいります。更に、需要家が小売電気事業者及び発電事業者と一体となって取り組むFIT/FIP制度に拠らない太陽光発電の導入促進にも取り組んでまいります。

9. 電気事業制度について			
18	経過措置規制料金を是正すべき ・そもそも、自由化市場であるにも関わらず「認可申請」なるものが存在する現状が甚だしくいびつな構造であることも指摘したいと思います。市場自由化に舵を切ったのであれば、政治・役所・市民いずれも腹を括って「安くなるなら安くなるまま、高くなるなら高くなるまま」を甘受すべきです。想定よりも高くなった、ということであるならば、それは事業者の計画以前に制度設計の失敗をまずは疑うべき事象かと思います。政治・役所の失策のツケを一民間企業に担わせるという無責任な構造は、一刻も早く改善すべきです。 ・通常の規制料金は自由化を阻害するため早急に廃止すべき。規制料金はペナルティ要素を入れた最終供給保証価格だけで良い。 ・電力自由化したのならいつまでも規制するのはおかしいのではないのでしょうか。 ・競争を阻害する観点で言えば、今回の規制料金がそもそも競争を促さない原因ではないのでしょうか。	6	電気の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。 経過措置料金の解除の基準として、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア５％以上の有力で独立した競争者が供給区域内に２者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という３つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。 内外無差別のコミットメントについては、2020年７月に行われた各社からのコミットメントに基づき、2021年度より運用を開始しており、以降、年に２回定例のフォローアップを実施しております。現時点において、合理的理由無く社内取引価格を社外取引価格よりも安価に設定している事例は確認されておりませんが、引き続き定期的なフォローアップを実施し、コミットメントの実効性を確保してまいります。 小売全面自由化を実施した後も、旧一般電気事業者の「規制なき独占による不当に高い料金設定」から消費者を保護する観点から、「経過措置」として、競争が実際に進展するまでは、全国全ての地域において従来と同様に、料金を経済産業大臣が認可する規制料金を存続させることとしています。 燃料費調整制度の上限については、燃料価格高騰時における消費者保護の観点から、調整上限（基準平均燃料価格の５０％増）を設定することとし、電気料金の急激な上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとなっているところ、燃料価格上昇の局面において、消費者保護の観点から、一定の役割を果たしていると考えています。 引き続き、小売完全自由化に向けて、「経過措置」を解除した後も、その競争の中で需要家が自由化のメリットを得られるような環境整備に取り組んでまいります。また、「規制なき独占による不当に高い料金設定」を防止する為のセーフティネットとしての規制的な料金の在り方については、総合的な観点から検討してまいります。
19	総括原価方式を見直すべき ・総括原価方式は、コスト削減の努力が行われにくいといった問題を抱えているしくみと思われます。現行の総括原価方式の見直しも必要なのではないでしょうか。 ・電力量料金単価の値上げを認可すると、将来燃料価格が下がった時に東京電力エナジーパートナー（東電EP）が値下げの申請をせず、単価を維持することで必要以上に利潤を得る可能性がある。電力量料金単価の値上げでなく、燃料費調整単価の上限を高めることで対応すべき。	2	電気の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の可否について、経済産業大臣に回答を行っています。上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 小売全面自由化を実施した後も、旧一般電気事業者の「規制なき独占による不当に高い料金設定」から消費者を保護する観点から、「経過措置」として、競争が実際に進展するまでは、全国全ての地域において従来と同様に、料金を経済産業大臣が認可する規制料金を存続させることとしています。小売部門における総括原価方式については、当該経過措置規制料金について残されており、規制料金の設定においては、最大限の経営効率化を踏まえた上で、電気を安定的に供給するために必要であると見込まれる費用に利潤を加えた額（総原価等）と電気料金の収入が等しくなるよう設定されていることから、みなし小売電気事業者において、経営努力やコスト削減を求められる仕組みとなっており、今般の料金査定においても、効率化係数を設定し、各事業者に対して徹底した効率化を求めたところ です。 その上で、今後の経過措置規制料金の扱いについては、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア５％以上の有力で独立した競争者が供給区域内に２者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という３つの観点から総合的に判断してまいります。 燃料費調整制度は、今回の認可申請のように料金の改定を行う時に、全日本通関価格をその会社の燃料構成比で加重平均した基準平均燃料価格を算定し、以後、毎月、全日本通関価格が公表されることに、電気料金に自動的に増減する形で反映されていく仕組みとなっています。仮に燃料費が下落し、基準平均燃料価格より燃料価格が低くなった場合には、電気料金が下がることとなり、値下げについては下限はありません。
20	国教化すべき ・公共の為に採算の取れない地域にも事業を展開することが必要な為仕方ないと思う所もありますが、それならば国が経営する形にする方が良いと思います。公務員に運用してもらえれば年間1人当たり150万円以上も人件費が抑えられます。 <公聴会で寄せられた意見> ・特別目的で期間限定の国営化も考えてもよいのでは。例えば10社全てを国営化して目標達成したところから民営化していくなどの発想もあってよいのではないかと。	2	政府としては、電力事業については民営の下、価格競争や経営合理化、新規投資等を積極的に促していくことが重要だと考えています。仮に電力供給を国営で行った場合、価格競争等が行われず、電気料金が高止まりしてしまう恐れもあります。これに加え、政府としてはこれまで、小売全面自由化等の施策を推進してきました。新電力の参入により、需要家の皆様の個別のニーズに合わせたメニューも展開されていると認識しています。今後とも、低廉な電力を安定的にお届けするため、必要な制度設計を行ってまいります。
21	発販分離、所有権分離すべき ・発電事業は燃料調整費、送配電事業は総括原価で社会インフラとしての機能は最低限の保全ルールがあり、かつ最終保証も送配電事業者が行うことになっている。規制料金申請を機に小売部門の完全な資本/経営分離を行うことを考えるべきではないでしょうか。日本の公益インフラのためにも、これを機会に小売事業はぜひ完全分離するべきと考える。 ・発送電の所有の分離を行った上で、申請をすべきだと考えます。 ・東電EPの親会社である東京電力ホールディングスは東京電力パワーグリッドを証券取引所に上場させ、経営分離を実現するとともに、株式の売却益をもって燃料価格高騰による損失を穴埋めすべき。 <公聴会で寄せられた意見> ・東電EPの他、東電PGにも規制料金が入っているが、その中でも原子力損害賠償費用や廃炉費用が入っている。利益は本来利用者に還元しなければならないが、積み立てることになっている。所有権を分離しないと解決しない。	3	大手電力会社による情報漏洩・不正閲覧事案や、カルテル等の事案に対し、業務改善命令等の発出や、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処してまいりました。その上で、再発防止策や競争促進策についてなされてきた議論や、それを受けた大臣指示も踏まえ、今後の小売電気事業の健全な競争の実現に向けて検討を進めていきます。具体的には、①一般送配電事業者が保有する非公開情報へのアクセス遮断を徹底する制度・仕組みの構築、②内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築、③魅力的で安定的な料金、サービスの選択を可能とする事業競争環境の整備について、今後検討を進めていきます。 なお、対応策としての「所有権分離」については、財産権との関係や資金調達面、災害対応面での課題など留意すべき点もあり、今般の事案から明らかになった課題の解決に必要な対策を速やかに実行に移すことによって、電力システムの更なる改善を図ってまいりたいと考えています。 一般論として、発電も小売も自由化された競争部門であり、どのような形態を取るかは一義的には事業者が選択するものであると考えていますが、事業者の適正な競争を促進していく上では、旧一般電気事業者による卸売りが内外無差別でなされることが重要と認識しております。このため、旧一般電気事業者各社は、2020年７月に内外無差別な卸売りに関するコミットメントを行い、その後、電力・ガス取引監視等委員会において、取組状況のフォローアップを定期的に実施しております。こうした取組みにより、電力市場における公正な卸取引の環境整備は着実に進んできているものと承知しておりますが、引き続き、適正な競争環境の整備を進めてまいります。

10. 自由料金について			
22	値上げ反対／値上げ幅が大きすぎる ・電気は公共のインフラであることから逆進性が高いのは自明である。低所得者層には大きな打撃となろう。まずは企業の契約様態のところから値上げをさらに行う、また、家庭用でない高圧についてもさらに値上げを行うのが筋であろう。 ・燃料費高騰などは理解する。しかし、状況が良い時に大幅に値下げをした訳でもなく、一方的にこれ程の値上げを押し付ける東京電力のやり方に憤りを覚える。 オール電化のため激変緩和措置にも関わらず、節電もしているがすでに1.5倍の金額です。 ・電気温水器に接続しているタイムスイッチの時間変更について、東京電力が応じないことは、サービス提供者として不適切だと考える。結果として、タイムスイッチの設定変更を行えば、割安な電気料金が適用されるはずが、東電の対応不備により、高い電気料金を支払うこととなっている。 ・新築工事はオール電化にしかできないと言われたが、どのようにハウスメーカーに説明させていたのでしょうか。	4	電力小売は自由化されており、個別具体的な電気 の自由料金の設定の在り方について、コメントは差し控えさせていただきます。一方で、電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。
11. 不正事案について			
23	不適切事案を詳しく調べるべき ・東京電力ではないが旧一般電気事業者の小売による、送配電情報の不正取得（営業目的以外で小売が送配電情報が必要なのはいい）や、エネ庁IDなりすましなど多くの不正の問題が起こっている。東電の刈羽崎原子力発電所ID不正利用（なりすまし）事案も電力会社ガバナンス根底が同根であることを示している。このように、電力会社に対するの性善説による規制は難しく、また長く関係性を有するエネ庁で監督をすべて行うことも難しいのではないかと、電気事業連合会も公正取引委員会違反事例を軽く見ているように感じる。（送配電事業情報不正取得による営業状況は詳しく調べるべき） ・東京電力の不祥事に關しては苦々しく思う。 ・円安や燃料価格が高騰しているから値上げさせて下さいという電力会社の申請は、電力会社の不祥事は全く関連がありません。不祥事の再発防止や複雑な料金体系については議論する必要性は感じますが、今回の件と絡めるべきではないと思います。電力会社に安定供給の義務を負わせていることを忘れてはなりません。	3	一連の電気事業者による情報漏洩、不正閲覧事件等については、その中立性・信頼性に疑念を抱かせるものであり、極めて遺憾です。関係各社には、4月17日付けで電気事業法に基づく業務改善命令が行われたところであり、①託送情報に係る情報システムの共用状態の速やかな解消、②事案の発生原因の調査・公表や、関係者の厳正な処分の実施、③行為規制遵守に係る内部統制の抜本的強化等が命じられたところです。 電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。その上で、厳格かつ丁寧な審査を通じて、原価等が適正な水準となるように査定しました。
12. 審査手続きについて			
24	厳正な審査をお願いする ・値上げ申請をそのまま認めるのではなく、経営効率化でカバーできる部分はないか、社会的に見て妥当性を欠く値上げはないかなど、精微で納得感のある査定を進め、値上げ幅をできるだけ圧縮してください。 ・市場から安い電力を調達して高く売るだけ、市場価格が暴騰したときには政府に泣きつくような電力会社には市場から退場をさせて、電力の確保から責任をもって行える事業者を前提に料金の査定を行うべきである。 ・値上げの根拠となる費用について、例えば新電力との比較（ヤードスティック）などで評価を公開してほしい。現状旧一般電気事業者の小売は20％程度のシェアを落としているが、それに伴う営業費用の圧縮、適正な固定費など体質改善が行われているのかを評価してほしい。元々一体であった旧一電小売部門の優位性が大きい中、営業努力や合理化努力が新電力と比較してそんな色ないかを評価し、国民の理解を得てほしい。 ・規制なき独占を防ぎ適正な競争関係が確保されるまで続けられる規制料金（経過措置料金）の値上げ申請については、透明性を持ち消費者が納得できる形での厳格な審査をお願いします。 <公聴会で寄せられた意見> ・規制料金は需要家の負担を和らげる制度であり、燃料価格や為替の異常値であり、一時的な変動から守るもの。東電は最大の経営効率とは思わない。経産省は指針に則った審査をしていただきたい。 ・今回の申請における認可の際には、現状社員を維持するのであればイノベーションが社内でも自然に生まれるような取組の努力義務を課すようにしてはどうか。	6	電気 の規制料金については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）などに基づき、原価算定期間（原則3年間）において、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定することとなっています。各事業者が算定した原価等について、例えば、各事業者の費用水準を比較し、コスト効率の良い事業者をベンチマークとして効率化の深掘りを求めるとともに、ベンチマークに満足することなく、継続的な効率化を促す観点も踏まえて、効率化係数を設定しました。その上で、効率化係数を用いて、設備投資や修繕工事などに係る費用の査定を行うことで、各事業者に対して、徹底した効率化を求めました。また、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう、各事業者に求めるとともに、燃料の調達原の多様化など、効率化の取組を求めました。さらに、事業者において原価算定に誤りがあった場合は、適正な算定となるよう、補正を求めました。このように、厳格かつ丁寧な審査を進め、原価等が適正な水準となるように査定を行いました。 燃料価格の変動については、燃料費調整制度によって、電気料金に反映されます。また、基本料金と電力量料金の設定については、今般の改定申請が燃料価格の高騰などを踏まえたものであることから、基本料金は据え置き、電力量料金を改定する方針としました。 さらに、電気 の規制料金については、 ① 各みなし小売電気事業者に対し、規制部門・自由化部門の「部門別収支」について、毎年度の提出を義務付けるとともに、 ② 電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）で、毎年度、みなし小売電気事業者の「業務・経理の監査」を行い、 ③ さらに、当委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、原価算定期間終了後、毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する「事後評価」を行い、値下げ認可申請の要否について、経済産業大臣に回答を行っています。上記の回答を受けて、経済産業大臣は、料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、料金変更認可申請命令を発動することとなります。 料金制度専門会合においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行ってきております。第34回の東京電力エナジーパートナーに係る第1回の審査以降、料金制度専門会合開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、資料は、電力・ガス取引監視等委員会ホームページに掲載しております。 （参考「料金制度専門会合」：https://www.emsc.meti.go.jp/activity/index_electricity.html） また、料金制度専門会合への資料提出以外に、東京電力エナジーパートナーにおいて、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、東京電力エナジーパートナーに対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。